

能登地域トキ放鳥PRキャラクター
「のとっきー」の使用に関するQ&A

(デザインについて)

Q 1 規定されたデザイン以外の使用や、色や形、縦横比率などの改変はできますか？

A 1 規定されたデザイン以外の使用や、改変はできません。

(立体化について)

Q 2 キャラクターを立体化したものは制作できますか？

A 2 立体化を希望される場合は、事前にご相談ください。

(届出者の名義について)

Q 3 キャラクターデザインを使用した印刷物を委託された場合、届出は、受注した企業名ですべきですか？

A 3 届出者は、印刷物を発注した企業になります。

(使用事例)

Q 4 チームの応援旗やユニホーム、看板等にキャラクターを使用することはできますか？

A 4 特定チームや団体等のキャラクターと誤認されないよう、キャラクターの脇に、以下を記載してください。

【キャラクターデザインに付す表記】

©能登地域トキ放鳥受入推進協議会「のとっきー」

※スペースの関係で表示が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q 5 個人が年賀状等に使用する場合、届出は必要ですか？

A 5 年賀状等に使用するなど、個人又は家庭その他これに準ずる限られた範囲内において使用する場合、届出は不要です。

Q 6 商品にキャラクター愛称である「のとっきー」の商標を使用したいのですが、使用料は発生しますか？

A 6 キャラクター愛称の使用は、原則として無料となります。

Q 7 「のっとりー〇〇」など、商品の名前にキャラクター愛称の冠を付けてよいですか？

A 7 「のっとりーストラップ」や「のっとりーボールペン」など一般的な商品の種類を示すような使用は可能ですが、当該キャラクターはあくまで中立・中性なので、「のっとりー愛用〇〇」などの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定の企業や団体等をイメージさせるような使い方はできません。

また、他の商品と判別できるように、商品パッケージ等において、商品名の近くに企業名などの明記が必要です。他の商品と類似する様な場合は、デザインの変更をお願いする場合があります。

Q 8 キャラクターに、個別の商品等を推奨するような吹き出しを入れてもよいですか？

A 8 キャラクターに個別の商品を持たせたり、吹き出しで個別の企業や商品を推奨することはできません。

Q 9 キャラクターの看板・旗・ハート②のポーズに文字を入れることはできますか？

A 9 看板・旗・ハート②のポーズに文字を入れることはできますが、店舗名、商品名等のほか、特定の企業や団体等を推奨させるような使い方はできません。

(看板・旗に入れても問題ない文言の事例)

- ・ イベント等で場所を案内するために使う (受付、会場はこちら、など)
- ・ 社会一般的に使用されている文言等 (注意、立入禁止、など)

(看板・旗に入れると問題のある文言の事例)

- ・ 店舗名、商品名等 (●●店 10 周年セール、●● (商品名) 大安売り、など)
- ・ 特定の企業や団体等を推奨させるような使い方 (●●会社応援!、●● (商品名) 美味しいよ!)

Q 10 キャラクターデザインを、煎餅やクッキーに刻印のように使用することは可能ですか？

A 10 使用規約等を確認のうえ、使用いただくことが可能です。

Q 11 お米の袋や、お米に関する店内掲示物・チラシなどの広告物等にキャラクターを使用するには、どうすればよいですか？

A 11 「トキめく能登の未来」米づくり認証マークの使用許諾を取った上で、認証マークと一体的に使用する場合にキャラクターを使用することができます。